

平成26年9月定例会 防災対策特別委員会(付託)

平成26年10月15日(水)

〔委員会の概要〕

岸本委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時32分)

直ちに議事に入ります。本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○台風19号(平成26年10月13日)に関する被害の状況等について(資料①)

床桜危機管理部長

この際、一点、御報告いたします。お手元の委員会資料その1を御覧いただければと思います。台風19号に関する被害の状況等についてでございます。10月14日、15時時点の状況を御説明させていただきます。

まず、台風19号に備えた県の体制でございますけれども、大雨・洪水・暴風警報の発令に伴いまして、10月13日、3時47分に災害対策連絡本部を、10時には警戒レベルを引き上げてまして災害対策警戒本部に、そして、14時30分に知事が本部長の災害対策本部を設置し、台風19号を迎え撃つ体制といたしました。

その後、台風の通過に伴いまして、警戒レベルを段階的に引き下げ、全ての警報が解除された翌14日、3時16分に警戒体制を解除いたしました。

市町村の体制につきましては、4市5町が災害対策本部を設置いたしました。

続きまして、人的被害では、阿南市で軽傷が2名、建物被害は、徳島市で住家の床下浸水が1棟でございます。

避難指示・避難勧告につきましては、まず、避難指示を出した市町村はございませんでした。避難勧告につきましては13日16時のピーク時に3市1町におきまして、3万9,415世帯9万8,929人に対して出されておりました。

道路規制情報につきましては、お配りしております資料では、昨日の15時時点では、県管理道路で1路線1か所、市町村道で、徳島市と小松島市で各1か所が通行止めと記載しておりますけれども、現在のところ、市町村道における徳島市の1か箇所を残し、通行止めは解除されております。

土砂災害は、美波町において、崖崩れが1か所ございますが、人家等に被害はございませんでした。

農林水産関係被害及び公共土木施設被害につきましては、現在調査中でございます。

以上、御報告を申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

岸本委員長

以上で報告は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

西沢委員

災害対策本部というのは県と市町村と、設定する条件というのは違うんですか。

金井南海地震防災課長

災害対策本部を設置する基準についての御質問でございますが、県におきましては、災害対策本部へ体制を引き上げる条件といたしまして、台風の場合でありますと、台風が強い勢力で、本県を直撃することが確実で、さらに大規模な災害が発生するおそれが生じた場合、あるいは発生した場合、災害対策本部を設置するとしております。

また、地震の場合では、震度6以上で自動的に災害対策本部、あるいは大津波警報が出たときに自動的に災害対策本部を設置するなど基準を設けております。

市町村におきましても、同様の基準は設けておるとは思うんですけども、細かい基準は個々ばらばらの判断になっているということでございます。

西沢委員

まず、地震から行きましょう。地震は、震度6弱ですか、これは県内全部一緒ですか。

金井南海地震防災課長

地震の場合、先ほど申し上げましたように、県におきましては震度6以上ということで、6弱も含めて……（「全県、市町村、一緒」と言う者あり）市町村につきましては、詳細について把握できておりません。

西沢委員

そういう基準も、国からの基準、こういう基準で行きなさいよと言うんじゃないくて、各自治体が独自に、どの状態で設置するというのを決めるんでしょうか。まず地震でいいんですけども。

金井南海地震防災課長

基本的には、防災体制と言いますと、国の防災基本計画とか災害対策基本法に基づきまして、それぞれが第一次配備体制、第二次配備体制、第三次配備体制というものがございます。基本的には、国からのひな形とかに基づきまして、第一次、第二次、第三次。それで、私ども災害対策本部と申しますのが、国で言う第三次配備体制に準じて体制を引いておるといったところでございます。

西沢委員

それで行くと、例えば今言ったように震度6弱だったら、災害対策本部を設置するというのは、国のほうから自治体全てに、こういうことにしなさいというちゃんとした取決めがあるのか、最終的に自治体が判断するのか、そこらあたりがどうなっているのかを聞きたいんです。

金井南海地震防災課長

国の基準でそうなのかという御質問でございますが、国ではそこまではっきり書いてないと思っております。ただし、県のほうの判断で、震度6になれば甚大な被害が発生するというので、自動設置するという基準になっておりまして、県の基準につきましては、市町村にも、配備体制ということで示しておりますので、市町村がどういう体制にしておるのかというのは、ちょっと把握できておりません。

西沢委員

ということは、多分、国のほうからの方針はある程度決めてはいますが、詳細的には、県・市町村そのものが決定するだろうという形なのかな。だから違いがある可能性はあるということですかね。

それで、今回の台風なんですけれども、どの時点で設置するかというのは、どうも今までのテレビなんかを見ておりまして、非常に遅かったですね。設置が何かあやふやなところが見えるんですよ。だから台風するときにはやはり今言ったように、国からの基準的なものはあるんでしょうけれども、自治体が独自で設置する判断を、設置の在り方を決めるという形なんだろうね、地震も一緒でしょうね。例えば今回、台風19号は徳島のどこを通りましたか。私は南のほうから見まして、地図的に見ましたら徳島市の辺りを通りよのかなという気がしたんですけれども、現実的に徳島県内をどう通りましたか。

金井南海地震防災課長

今回の台風19号の進路、本県を通過したコースでございますけれども、図面上でございますけれども、多分三好市と那賀町の境ぐらいを上って行って、「もう一回言うてください。那賀町と」と言う者あり）那賀町と多分三好郡の境、剣山の辺りを高知県から上がりまして、北東に上がって行きまして、多分美馬市の上辺りでちょっと東に寄りまして徳島市、鳴門市の上空を通過いたしまして、淡路島へ抜けたといったようなコースでございます。

西沢委員

徳島県内の真ん中辺りをどっと通過したわけですね。徳島市内のほうに入って。それで、その時にそういうコースを通った所というのは、大体設置する。この通った所というのは、災害対策本部をほとんど設置しとっても当たり前ちゃうんですかね。そう思ったんですよ。

金井南海地震防災課長

台風における災害対策本部の設置基準というのは非常に難しいところがございまして、地震であれば震度6とか、大津波警報とか、はっきりしているので自動設置して、それから体制を組むということが出来ますが、台風の場合は、どのコースを通るとというのが事前にあやふやなところがありまして、今回の場合も、予報円の中心が南にずれておれば南の海上を通るといったことも考えられましたので、その辺の判断につきましては、徳島県の場合、本県のどこかに上陸することが確実となっておりますので、さらに、上陸時の台風が

970ヘクトパスカルという強い勢力で上陸するということがありましたので、県の判断として、大規模な災害が発生するおそれがあるといったことで、県のほうでは災害対策本部を設置させていただきましたが、市町村によりましては、土砂災害の警戒でありますとか、浸水の警戒でありますとか、被害の発生のおそれをそれぞれで判断して、災害対策本部を設置する市町村もありましたでしょうし、通常の連絡本部、警戒本部、国でいう一次配備体制、二次配備体制で対応したという市町村も出てきたのではないかと考えております。

#### 西沢委員

先ほどもらった資料では、災害対策本部を設置した市町村、4市5町とありますけれども、これを見て、非常に疑問だなあと思ったんですね。こんなちょっとなのって。私はほとんど徳島県全域がやったのかなと思っていました、これをもらうまでは。でも、これを見ると、えっと思っちゃったんですね。だから、基準とかはどうなっているのかなということをいろいろ聞いてきたんですね。

もし仮にこれで、設置していない所で何かありましたら、大きくたたかれたんじゃないかなという気がします。

だからその基準というのをもうちょっとちゃんとせないかんのじゃないですかね。そりゃあ難しいですよ、でも最低通るコースくらいは、だって直前に分かるんですから、そこそこ分かるし、それをちょっと広げて、するぐらいのことはなかったら、その上に雨とか風とかの大きさとか、いろいろ来るだろうとかいうそういうような場所設定みたいなものもありますけれども、ちょっと疑問だからこのあたりはもう一遍詰めたほうがいいんじゃないですかね。

#### 金井南海地震防災課長

市町村の体制についての御質問でございますが、24市町村ございますけれども、災害対策本部まで行ったのは4市5町でございますが、そのほかの残りの市町村も全て警戒本部あるいは連絡本部を設置して、常に情報収集体制とか応急体制を取っておったのは間違いございません。

それから、市町村の統一的な体制づくりといったことにつきましては、委員御提案の趣旨を踏まえまして、10月20日にまた市町村の担当課長を集めた会議を開催する予定としておりますので、そういう県の基準などを改めて示しまして、その辺の市町村の考え方もちょっと聞いてみたいと思っております。

#### 西沢委員

もうちょっと詰めたほうがいいかなという感じがしました。詰めなくていいんだったらいいんですけども、対策本部と警戒本部とどれだけ差があるかというのは私もあれですけども、参集する職員が、集まるようにするとか、集まっておくとか、大きな違いがあるんじゃないかなと思いますね。だからそのあたりはもうちょっと詰めたほうが私はいいと思います。

それと、いろいろ御不満が来ていたんですよ、避難した人から。避難した場所にテレビがない。情報が一つも入ってこない。一々携帯電話でどないなっとなる、どないなっとなる、

テレビのない言よるって、そんな所もあったり、当然ながら、通常は使ってない所だからそれは分かるんですけども、そういう避難した所には最低限の情報が入るようなものを設置するとかせんかったら、避難した所に情報が一つも入らんという所が、そういう声があっちこちから聞こえてきました。当然これは市町村が中心でしょうけれども、ここらあたりも各市町村と統一して話をしたほうがいいんじゃないですか。

金井南海地震防災課長

避難所の情報収集の環境といった質問でございますが、委員御指摘のとおり市町村に避難所の指定、設営をお願いしておりまして、今、御指摘がありましたテレビ等の情報収集を避難所においてどう図るかにつきましても、市町村に情報を伝えていきたいと思っております。

西沢委員

まあ日頃使っていない所だから、日頃からずっと置いておくというというのも、問題だけれども、そうではなくて、そのときにちゃんと情報が入るように、テレビを持ってきて設置するとか、日頃使っている所、役場のほうで使っているものを持ってきて設置するとか、やり方はあると思うので、そこらあたり、よろしくお願いします。あっちこちから聞こえてきました。

それともう一つ、昔からの懸案事項なんですけれども、大雨が降ったときのごみの問題。十何年前になるのかな、那賀川に、ダム在所にいっぱい上流でばさっと山が崩れてきて、木がいっぱいダムの底に沈んだということがありましたね。あれは結果的にどういう処理をしたんでしょうか。

森河川振興課長

洪水時のダムにたまりました流木の処理についてでございますけれども、これにつきましては、各ダムの管理者のほうで、後々ダムの本体に支障を来さないような形で適切に撤去しております。

西沢委員

ダム管理者がお金を出して取り除いたということですね。でもそれでやり方として合ってるんですか。大雨が降って、奥のほうの山が崩れて、それがたまたまダムにたまったということであって、もともとダムの管理者がそこまで管理せないかんもんですか。これ、ダム管理者が悪いんですか。

森河川振興課長

責任所在につきましては、これはどこの所有物がたまったかということは確認できませんので、ダムの管理に支障になるということを確認した上で、ダムの管理者のほうで適切に処理しているというところでございます。

西沢委員

まずは支障があるからダム管理者が取り除いたと、そこまでは分かります。でもその費用はどこへ請求するんですかっていう話になってきますよね。まず、これは置いておきます。

次に、昔からよく言われているのが、私ら怒られて怒られてしているのが、大雨のときに港にたまったごみですね。下手したらごみの上を歩けるような状態まで行きますね。十何年前に聞いたのでは、これはもう勝手に市町村も県も国もできませんということで、じゃあ取り上げた物はどうするんだということで、これもできませんということで、じゃあ勝手に燃やすぞと言った所もあります。だって、誰もその責任を取ってくれないんだもの。そんな大きなお金を払って、捨てに行けないということで、そういう所も聞きました。それが本当に正解なのかどうかは分かりませんが。

この前の大雨でも、いろいろ港にたまった所があると思います。そのたまった港の管理者が当然いますよね。市町村であったり、県であったり、国であったり、と思いますけれども、でも、さっき言ったようにそこが悪いわけじゃないんですね。そこを使っている人が悪いわけじゃない。本当は最低限は、さっきの話だったら管理者はどうするんだと。市町村がするのか、県がするのか、国がするのか、そこらあたりはどうなっているんですか。

どうも聞いていたら、漁業者が全部上げて、全然関係ない、ただ単にその港を使っているだけの漁業者に、そこに向かってごみが集まってきた。そのごみを自分が取らないかん、使っている人間が取らないかん。その費用はと言うと、そんなん出ませんと。環境部局では、最近はなんか持って行ってくれるという話も聞きましたけれども、これは一体、もう大分前から言われている話ですけども、これはどないなっとるんでしょうか。

#### 百々運輸政策課長

ただいま、港湾区域の中に漂着する流木等のごみについて、どういった処理をするか、誰の責任でやるかということでございますが、港湾区域の中に入っておりますごみ等については、まず管理者であります、港湾でございましてと県、漁港でございましてと漁港管理者、県、市町村がございまして。

その対策につきましては、大規模な流木等が発生した場合は、国のほうで災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業といったものがございまして。また、それが大規模でない場合は、環境部局の海岸漂着物地域対策推進事業といった制度が整えられていまして、そういったもので対応するということとなります。

#### 西沢委員

私はそういうもので対策してもらったことは余り聞いたことがないです。本当に、じゃあ引上げ費用も含めて全部出してくれるんですか。

#### 船越水産課長

県管理の漁港におきましては、漁業者がごみがたまれば出漁もできないということで、漁業者の方が自ら港のごみを岸壁などに上げていただいて、出漁していただくと。上げられたごみにつきましては、県管理の漁港では、県のほうで収集、運搬、処分を現在しているというのが現状でございまして。

西沢委員

ということは、先ほどの流木も、那賀川のダムも一緒ですが、使っている人が仕方なく上げていると、誰も上げてくれる人がいないから仕方なく上げていると。そしてその費用はどこも出ませんと。上げた物は処理してくれると。

でも、これはおかしいよね。誰が責任を取らないかんかと言ったら、これ、漁業者に上げる責任があるんですか。今のは、やむにやまれず、使えないから上げているというだけであって、そういうのは、そういうことだけで置いといていいのかなと。おかしいんじゃないですか。

もし仮に、ちょっとよこしまな考え方であったら、上がるまで漁業ができなかったから、金をくれよと、裁判にかけられたら負けるのと違いますか。

百々運輸政策課長

ごみの処理の責任の所在という御質問でございますが、今、大規模な漂着ごみにつきましては、業者委託をしまして、引上げについても全て県のほうが負担しているという形になっておまして、小規模な中で、常時のとき、ある程度少ないときにこういった補助金が使えない場合、また、県の維持費が少ない場合、地元の漁業関係者等に御協力を頂いているという実態かと思えます。

また、港湾区域でございますと、常時の場合の清掃活動としまして、県におきましては、清掃船等々を活用しまして、ごみの収集をしておるといった形のものも活用しておりますので、漁業者の皆さんに協力を頂いているという形かと思えます。

西沢委員

協力をしていただいていると。分かりました。

そしたら、漁業者からこれをどないかしてくれと、いつもわしらが取るんは嫌だと、どないかしてくれという陳情はなかったですか。

船越水産課長

今回の台風11号、12号……（「今までの」と言う者あり）今回も含めまして今までも、何とかしてほしいという話はございます。

西沢委員

じゃあ、取っていただいているというのはおかしいんじゃないですか。それをどないかしてくれと、洪水のときに港へ集まったごみ、どないかしてくれという陳情があったのにもかかわらず、陳状をそのまま置いといて、取っていただいておりますやという言葉はおかしいんじゃないですか。

だから私は思うんですけれども、県だって予算は少ないですよ、分かります。でも、予算が少ないからって、ほったらかしになってるのはよくないはずなんです。これ、もうずっと前からの話なんですから。

だから、これは国に対して、やっぱりこういう管理をどうするんだという中で、検討し

てもらわなかったら、県も金ないわ、市町村も金ないわと。最終的に国が出さないと仕方がないんですからね、こんな費用は。そういうことをやってきたんですかね。国に対して、こういうことに対して、管理費として、又は災害対策の費用として、まあ災害対策まで行くかどうか分からんけど、大雨のときに出たんだから、何かの形でやっぱり費用を出してもらおうと、引き上げる費用も出してもらおうと。運搬して処理する費用も出してもらおうと。そういうことを国に対して物を言うていかないかんのではないですか。ずっと前から言われている問題です。だんだん高齢者になって上げる人間もいなくなってきました。七十、八十の人が上げないかんという状況になってきてるんです。このまま放っておいていいんですか。

#### 百々運輸政策課長

海岸漂着物に対する予算の確保という観点かと思いますが、これにつきましては、先ほど大規模な場合ということで、事業名をちょっと環境部局のほうで平成25年から国の予算を活用した制度ができております。これについては、平成25、26年度ということでしたが、これについても、延長されるというようなことも聞いております。

そういうことで、国におきましては、漂着ごみに対する補助制度が平成25年度から活用できるようになっております。

#### 西沢委員

さっきから大規模、大規模って言ってますね。大規模しか付いてないんですね、それじゃあ。大規模の場合っていう設定条件の中で言ってますから。私の聞き違いかも分かりませんが、でも、本当に、雨が降れば流れてくるごみをどうするかというのは、市町村なり、県なり、国なり、その管理者の責任であって、使っている人の責任じゃないっていう大前提の中だったら、補助がありますや言う言い回し自体がおかしいんです。

市町村が補助をもらってすると言うんなら分かりますけれども。漁業者が補助をもらってするんじゃないですよ。漁業者はあくまで、仕方なく上げているだけであって、管理者が上げないといけないんですよ。補助じゃないと思いますよ。

#### 百々運輸政策課長

先ほど大規模な場合ということで、災害関連を使うのと、今申しました環境省の海岸漂着物対策につきましては、いわゆるこういった出水のときの漂着物については、ある程度の規模から活用できるという新しい制度でございます。

#### 西沢委員

もう一遍整理して、国に上げて予算を出してもらおうようにして、管理者がそれを処理できるという、これからどんどんどんどん雨が大きくなってきています。こんなことが度々出てきます。でも、度々労力を使って処理しなければいかんかという問題は、非常に不自然です。国のほうにちゃんと物を言って、予算を獲得して、やるべき人がやるという体制を取ってほしいと思います。



## 長尾委員

今年は台風が続いておりまして、11号、12号と先日の台風と、県土整備部をはじめとして、台風関連の部局の皆さんには、本当にお疲れのことと思いますし、敬意を表するところでございます。

それで、私が住んでいる徳島市内でも、今回、住民とかは直接的には影響はなかったんですが、眉山の道路が、市道が損壊するというようなことはございましたけれども、平成16年の台風とかと比べれば、本県の場合はそんな大きな、事前の大きさから言えば、あれっというような感じで徳島市内も過ぎてしまったわけですが、昨日テレビを見ておりましたら、滋賀県の湖南市だったでしょうか、大阪、関西関係の鉄道でも、JRがいち早く、かつてない措置をとったと。湖南市ではいわゆるタイムラインという、地震と違って台風の場合は、ある程度予測というか時間もあるわけで、そういう意味で、今回、広島なんかでも土砂災害、特に自治体の避難警報とか避難準備警報とかそういう警報のレベルとかいったものも従来よりは早く、今回もかなり、関係の自治体は出したように思うんですが、本県も、いち早く災害対策本部、順次持っていったわけですがけれども、今、西沢委員のほうからお話がありましたが、その中で、タイムラインという、コース、時間を逆算して、いち早く設置をすると、これに対する議論もあるようではあります。しかし、近年のこの台風とか、なかなか従来の想定では捉えられないような事態も起きることを考えると、タイムラインという逆算した考え方というのは非常に大事なかと私も昨日見ておって感じたわけです。

そこで、本県、先ほど指摘もあった災害対策本部が設置されてない、でもそれはちゃんといろんなレベルのものは設置をしているわけですが、このタイムラインという考え方を本県及び県内の市町村は、どのような状況か教えていただきたいと思います。

## 金井南海地震防災課長

避難情報等に関するタイムラインについての考え方でございますが、東日本大震災の発生に伴う災害対策基本法、あるいは昨年10月に伊豆大島で避難勧告の遅れというのがありまして、タイムラインをしっかりとって、避難勧告等の避難情報を的確に、迅速に出すということを目的といたしまして、この4月に内閣府が、避難勧告等の判断伝達作成ガイドラインというものを作っております。この中で、細かくあるんですけれども、例えば、避難準備情報を出す場合は、大雨注意報が発表されている状況で夕刻を迎えるといった中で、当該注意報の中で、夜間、翌日の早朝にも大雨警報が出る場合は、夕方の段階で既に避難準備情報の発令を明るうちに検討するとかいった、細かいガイドラインの見本となるようなものが示されております。

これにつきましては、4月、市町村を集めた担当者会でそのガイドラインの説明を行っておりますし、また、県内におきましては、内閣府のガイドラインの改定前のものに基づくマニュアルを24市町村、全部作っております。全国の策定状況は8割程度ですが、徳島県は100パーセントの市町村が避難勧告等判断マニュアルを策定しておりますが、この4月に改正された内閣府のガイドラインに基づきまして、今、全市町村に見直しをお願いしております。県もその指導、協力をしているところでございます。

## 長尾委員

昨日もその報道を見ておって、もちろんこれ、当たらなくて、何もなくていいわけですが、社会的にいろんな公共交通等々、大きな影響もあるんで、なかなかこの辺の判断というのは非常に難しいところも実際あるという中で、しかし人命というのが一番大事でもありますし、やはりこのタイムラインという考え方、今回の広島等々、全国的な災害を踏まえると、今後、この対応というのは非常に大事ではないかという実感をしたところでございます。

いろんな教訓を生かすことが非常に大事だと思いますので、是非このタイムラインという考え方を、その見直しも含めて、県、市町村、全県で備えをしっかりとやっていただきたいと要請しておきたいと思います。

ところで、台風11号、12号がきて更に続いてだったんですが、この11号、12号については県内でも多くの被害があり、本県もいち早く被災者に対する支援制度を設けられたわけでありまして、なかなかその基準とかいうのも難しい面はあったわけですが、あれから時間もたつて、床上とか全壊、半壊、そういう今回の支援制度の対象になる被災者が何件あって、そのうち、今回県が準備した制度の申請者が何件、申請状況について教えていただきたい。

## 酒井とくしまゼロ作戦推進室長

台風11号、12号に伴います生活再建支援制度の対象世帯が幾らあるか、また、申請状況がどうかという御質問を頂きました。対象世帯につきましては、9月18日現在でございますが、全壊が5世帯、半壊が147世帯、床上浸水が496世帯ということでございます。それで、現在の申請状況でございますが、10月14日、昨日現在の申込み状況は7市町で計53件ということになってございます。

## 長尾委員

今報告のあった10月14日で7市町53件、この数字というのは、先ほど報告のあった、全壊、半壊、床上浸水の対象者から言うと、どのように捉えているんでしょうか。つまり、これからまだまだ増えるのか、少ないのか、少ないような気もするんだけど。その辺のいろいろは何なのか、教えていただきたいと思います。

## 酒井とくしまゼロ作戦推進室長

現在の申請件数が被災世帯の数字に比べてちょっと少ないのではないかというような御質問でございますが、この制度につきましては、8月18日、19日に全ての市町村を集めまして説明会を開いて意見を聞いて、その後、9月3日に県の要綱が固まったということで、再度説明会を実施いたしまして、手続等の詳細な説明を行っております。

その後、市町村のほうでは、市町村ごとに要綱を設置いたしまして、9月議会とか、予算措置ができていない所については予算措置を行ってきたというようなことで、今回の制度そのものの受付開始時期が9月下旬から10月の頭にかけてというようなことになってございまして、そういうことから現在進捗が53件ということになってございますけれども、これから申請件数につきましては、徐々に増えてくると考えてございます。

長尾委員

年末にかけて、被災者の所は一日も早く再建というか復興というか、それが第一だと思いますし、市町村で現地を見たり申請をしたりして、県も最終、決裁には関わるんだっただでしょうか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今回の制度につきまして、最終、市町村のほうから完了があったという報告を頂きましたら、必要に応じて、県のほうで現地調査なり、書類の審査なり、そういうふうなことをやっていくということで要綱のほうには位置付けてございます。

長尾委員

よく言われるお役所仕事というんでは、困ると思いますんで、前回の委員会でも部長からきめ細かな対応をしっかりとやりたいというようなお話もあったと思いますが、いずれにしても市町村と県の連携をスピーディーにやって、せっかく県がいち早くやった制度、これが本当に評価されるような、そういう早い決裁というんでしょうか、それで担当職員の方は御苦労があるかと思いますが、是非、スピーディーな支援、これを要請したいと思いますが、この点についてはどういう所感をお持ちですか。

床桜危機管理部長

生活再建についてスピーディーな対応をとということで、正にその必要性は強く認識をいたしております。

そういうことで、関係市町村に対しては、何度にもわたる説明会、あるいは助言もさせていただいておるところでございますが、そもそも従来の制度というのは、住宅が全壊、半壊ということで、床上浸水というのは全く対象としておりませんでした。それが一点ということと、それに伴う、生活に必要な物資ということで、例えば学習机、ベビーカー、そういう正にきめ細やかな、住民の視点に立った助成制度というものを作り上げてきました。全国にもほかに例があるのかなということで、いろいろ当たりましたけれども、実はございませんでした。

そういうことで、一から市町村ともども作り上げてきた制度であるということで、私どももそうですけれども、市町村のほうにも随分御苦労をかけたということで、その点については御理解いただきたいと思います。

そういう中で、連携をしてしっかりと住民にとってそうした生活再建が一日でも早くできるような形で今後も取り組んでまいりたいと考えております。

長尾委員

是非、そうしていただきたいと思います。それぞれ市町村によって受付の時期とかも若干違いもあって、一律にはいってないようでありますけれども、その中で、次の議会、11月議会の時には、できましたら冒頭の報告で、全壊、半壊、床上浸水、そして今の生活用品等も含めた申請状況ないしは決裁の結果、そういったことについて御報告いただきたい

と思いますが、中間報告でも結構ですが、いかがでしょうか。

#### 酒井とくしまゼロ作戦推進室長

11月議会に当たりまして、その時点での生活再建支援制度の申請状況でございますとか、決済の状況、それらの御報告をしてほしいということでございますが、それまでに取りまとめまして、御報告をさせていただきたいと思っております。

#### 長尾委員

それじゃ、よろしく申し上げます。

それで、実は先日、台風11号、12号によって、県内いろいろ被害があったわけでありまして、美馬市穴吹町の穴吹駅の南側斜面、そこで、美馬市の市道がかなりの範囲にわたって陥没しておりまして、私も地元の市議と石田衆議院議員と一緒に参りまして、市長や土木の関係者も一緒に見ましたら、亀裂が生じておって、これが今回の台風の雨によってどうかということも心配があったわけですが、それがどの程度ずれていくのか、これが場合によっては、土石流、土砂災害となって、下の民家、場合によっては鉄道まで影響を受けるというような危険性もある中で、県も原副部長等も現地をいち早く視察したとお聞きいたしました。今後、国の査定等があるわけでありまして、そういう中で、県として、県下いっぱいやる所があると思うんですが、私もそこへ行ったということにおいて、ここに対する県の支援、今後の対応について、お聞かせいただければと思います。

#### 大和砂防防災課長

美馬市穴吹町の市道災害についての御質問でございます。

委員お尋ねの箇所は、本年8月の台風11号による降雨により、市道穴吹233号線が被災した箇所でございます。現在も通行止めになっております。

被災当初は、美馬市におきまして、道路災害復旧工事として、国の災害査定を受け、復旧工事を行う予定でございましたが、災害査定に向けました県、市関係者による現地の詳細な調査の結果、地滑り現象に起因しているということが判明いたしましたことから、地滑り対策につきましては、県におきまして、災害関連緊急地すべり対策事業として国に補助事業の申請を行うこととしております。

これまで美馬市とも連携の上、国との事前協議を重ねて、9月29日には本申請書類の提出を終えております。現在、国から査定結果を待っているという状況でございます。

一方、市道穴吹233号線の災害復旧工事につきましても、国との事前打合せを終え、10月27日に、被災現場におきまして、美馬市が国の査定を受ける予定となっております。

今後とも美馬市との連携を密にしながら一日も早い現地復旧により、地域の皆様に安全、安心を実感していただけるよう土砂災害対策にしっかりと取り組んでまいります。

#### 長尾委員

是非、県としても美馬市と連携を取って、国との災害査定等がうまくいきますように御努力を要請しておきたいと思っております。

それで、今回の台風災害、日本は台風も来れば火山もあって、地震も来ればとにかくま

あ世界の中でも日本列島というのは一番災害列島といってもいいんじゃないかと思うぐらい何が起きるか分からない。そういう中でああいう火山の爆発もあったわけですが、このところ、阪神大震災、3.11の東日本大震災というものの余りのすごさがあって、それに対する備え、訓練、徳島的には南海トラフによる巨大地震を迎え撃つという県の基本姿勢があるわけですが、そういう中で、先日、9月1日に沖洲で県の総合防災訓練が行われた。

本当にこれは大変な御努力もいるし、御苦労もいるし、またその一つ一つ計画を立て、実施していく、もちろんその成果も大きいと思うわけですが、今のところ、最近の防災訓練というのは、私の記憶では、この前は沖洲でやった。その前は、海陽町のまぜのおかであったり、どちらかというとなら海岸線が多いような気がするんだけど、そういう中で、今回の広島の土砂災害、いわゆる台風による土砂災害というのも大きな問題だなという中で、次の県の総合防災訓練の場所とか考え方とかといったことが、もし今、検討されているのであれば、教えていただければと思います。

#### 金井南海地震防災課長

来年の総合防災訓練についての考え方についての御質問でございますが、県の総合防災訓練につきましては、県、市町村、国の関係機関をはじめ、自衛隊、警察、消防など防災関係機関やライフライン事業者、あるいは災害時の協定締結先である団体や企業など多くの機関に参加していただく実動訓練として、毎年、最近では9月1日に実施をいたしております。

この訓練は、最近では毎年、東部、西部、南部県域を持ち回りで開催してきておりました、来年度は順番で行くと、西部県域の順番に当たるといったこととございます。

来年の訓練につきましては、今後、訓練参加機関、100機関ぐらいあるんですけども、調整もあります。予定どおり西部県域での実施となれば、委員御指摘のとおり、西部県域は多くの中山間地域を抱えておりますので、台風被害や土砂災害が懸念される地域でありますので、この場合は、委員御提案の台風被害や土砂災害を想定したものというのも十分盛り込んで行きたいと考えております。

#### 長尾委員

大変な計画で、いろんな関係機関との連携調整という御苦労がありがたと思いますが、どういう所で災害が起きても対応ができるような備えをしっかりと取り組んでいただきたいと要望しておきたいと思っております。

次に、本会議で先日質問させていただいた、災害時にはこの県庁が正に災害対策本部となるわけで、ここからどういう災害があったとしても、陸海空の交通手段というのは非常に大事だと、その中で、もし陸上の橋等が損壊した場合を考えたら、水上交通の必要性も大事だということや、今回御指摘をさせていただいて、水上交通のネットワークの構築、なにかなく防災船着き場の整備ということや、申し上げたんですが、そういう中で、徳島市内の川の駅コースを通る実証運航、そういったものの結果も見て、今後、既設の施設等も含めて研究したいと、こういう答弁を県土整備部長から頂いたんですが、その研究をしたいということで、今後、研究するのであれば、まずは庁内に関係者による研究会とか、若しくは検討会の発足というものが、やはり具体的に設置をして、それこそ徳島市とも連

携を取って研究していく必要があるかと思うんでありますが、そのあたり、研究会若しくは検討会の設置ということについては、どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

#### 百々運輸政策課長

水上ネットワークの構築に向けての研究について、どのような体制で取り組むのかという御質問を頂きました。

これにつきましては、さきの本会議で部長から御答弁させていただいたところでございますが、まず、この水上ネットワークの意義ということでございます。

大規模な災害時に信頼性が高く、代替性を備えた緊急輸送路を確保し、多様な輸送手段を活用することは、大変重要と認識しておるところでございます。そうした中で、水上ネットワークの構築につきましては、災害時は陸上輸送に代わり、水上を利用した緊急物資や人員の輸送を行う緊急輸送道路の補完ルートとして期待されているところでございます。また、平時には地域住民にとって身近な水辺空間として親しむことができる憩いの場、交流の場としても活用が期待しておるところでございます。

このことにつきましては、具体的な水上ネットワークの構築に向けまして、今後、研究を進めてまいりましてでございますが、平時、災害時、両方での利用が重要と考えていうふうに考えておりまして、具体的な検討内容といたしましては、ネットワークを形成するルートはどういったものが考えられるか、また、既存ストックの有効活用を図ることができる係留施設にはどういったものがあるか、さらには今、委員からございましたように、背後施設、県庁とかそういう防災拠点、また、平常時の水辺とか広場、陸上交通との結節性とか、そういったものについて研究してまいりたいと考えておりまして、この研究の進め方につきましては、まずは庁内で検討ということで、このエリアが港湾区域、また河川区域等々またがりますので、その関係課、部局を越えることもあろうかと思いますが、そこから検討を進めてまいりたいと思っております。

#### 長尾委員

今、課長から丁寧な説明があったんですが、これは課を越えるということもありますので、これは課長の御答弁ではなかなか難しい面もあろうかと思うんで、私に直接本会議で御答弁いただいた部長から、この研究会の進め方について、重ねて御答弁いただければと思います。

#### 小林県土整備部長

今、長尾委員から水上ネットワークの話を受けておりますが、今ほど課長が答弁した内容のおり関係課が、河川、港湾、幾つかの部署にまたがるということもありますので、ここはしっかり庁内連携して取り組みたいと思っておりますので、委員御提案の検討会若しくは研究会的なものも十分頭に置きながら、しっかり連携が取れるように対応してまいりたいと思っております。

#### 長尾委員

是非、関係者による研究会若しくは検討会を早期に立ち上げて、検討していただきたい、検討していただきたいということを重ねて要望しておきたいと思います。

最後の質問ですが、災害時、緊急主要道路、道路の面でいいますと非常に大事だと思いますが、その中で、環状線、いわゆる東環状、西環状、南環状、北環状とありますが、環状線の災害時の役割というのはどうなんでしょうか。従来は、環状線というのは市内の交通渋滞の解消ということが一番大きい狙いでもともとは始まったと思うんですが、しかし、これだけ様々な災害が起きてきますと、従来の市内の渋滞対策のための環状線という観点だけではなくて、やはり防災・減災上の環状線の役割というものが出てきていると思うんですが、その辺の認識はどうなんでしょうか。

久保道路整備課長

環状線の役割についての御質問でございます。

委員お話のように、環状線の一義的な整備の役割といたしますのは、徳島市内周辺の道路渋滞の解消というふうなことでございますが、道路はいろいろな役割を持っております。災害時におきましては、緊急輸送道路という役割もございますので、そういうことも十分認識した上で、防災安全対策のほうを進めていきたいというふうに考えております。

長尾委員

おっしゃるとおりだと思います。

そこで、環状線で、今できている、できつつあるというのは、東環状と南環状とか、西環状も一部、北環状はある意味できているけど、四車線でないのは、北環状線の鯛浜交差点から四国三郎橋から応神に渡った間が二車線なんだよね。多分あそこの道路ができたときというのは、今の北島のフジグランとか藍住のゆめタウンとか、それから北島の防災センターとか、さらには北警察署とか、そういったものまで想定してあそこは二車線だったのかと思うと、私はそうかなと思うんだよね。今、現状は、ものすごくあそこは混むわけだね、二車線で。それまで四車線で走っているから。だから、直ちにではないけれども、今後、そういった防災の観点、主要道路という視点でいうならば、私はやっぱりあそこも四車線にしくちやいけないんじゃないかと、将来的には。そこについての考え方というのはどうなんでしょうか。

久保道路整備課長

徳島北環状線の二車線区間のことについての御質問でございます。

委員お話のように徳島北環状線につきましては、9キロメートルほど接続しておるんですけれども、そのうち吉野川橋につながる徳島鳴門線から四国三郎橋につながる徳島北灘線の間が二車線ということになってございます。

これにつきましては、環状線の供用後に、委員お話のように大型のショッピングセンターをはじめとしたいろんな施設が貼り付いておるというふうなことで、それらを利用する車両等によりまして交通量が集中しております。そういうことで渋滞が発生しておる交差点もございます。

委員御質問の四車線化でございますが、今切川を渡る橋りょうとかJRの跨線橋とかも

ございますので、拡幅するには大幅な費用が必要となります。また、沿道開発もかなり進んでおりますので、多くの支障物件等も移転が必要となるということで、様々な課題がございます。

このため、まずは先ほどお話のありました鯛浜の交差点をはじめとする主要渋滞箇所におきまして、どのような対策ができるかというふうなことで、今、国と県、警察、市などから徳島市区渋滞対策協議会というのを持っておりまして、その中での議論も踏まえながら、今後ともしっかりとその手法等につきまして検討を進めてまいりたいと考えております。

#### 長尾委員

おっしゃるとおり沿道開発も進んでいるし、最初から四車線にしときゃ良かったなとしみじみ思うわけだけれども、しかし、直ちにではないにしても、まあ応急処置的には今言われたような改良をやるのがまずは大事だと思いますし、将来的には、ここもしっかりと議論する必要があるんじゃないかと思っておりますので、今日はその意見だけ表明するにとどめておきたいと思えます。

#### 松崎委員

一つは10月1日に本会議の質問をさせていただきまして、過去の災害を忘れないと、それから、過去の災害から学んでいくということで、防災啓発の展開の問題について質問をさせていただきました。知事からは11月にあります津波防災の日に着目をした災害遺産探訪ツアーを実施したいというような御答弁を頂いたところでございます。

その後、具体的なツアーの内容等が詰まっておるということがございましたら、現時点で結構ですので御紹介をいただけたらと思えます。

#### 志田防災人材育成センター所長

先般の本会議の松崎議員の代表質問で御答弁いたしましたように、過去の災害を記した碑に着目した啓発事業について、今後、順次充実しながら展開していくということで、その皮切りに、お話がありました11月の津波防災の日に着目した、その日にちなんだ災害遺産探訪ツアーを企画しているところでございます。

具体的には津波碑の研究者の方に案内、解説を頂きながら日本最古の津波碑といわれております美波町の康暦碑をはじめとする2市2町、徳島市、阿南市、美波町、海陽町の2市2町の五つの津波碑を巡りまして、過去、再三にわたって災害にみまわれた南海地震の教訓を学ぶということで企画をしております。

本会議の質問の中で、松崎委員から御提言もありました語り部の方からお話を聞く機会も設けていくということもありまして、阿南市在住の昭和南海地震を体験された方のお話を伺うということも啓発事業の中に盛り込んでいるところでございます。ほぼ今回の行事の中身も固まりましたので、近日中に募集を開始したいと思っております。

#### 松崎委員

具体的にツアーの内容が詰まってきたということでございますので、初めての取組



でもございますので、是非参加者なり、宣伝もしていただいて、それこそこれからも続いて行くような形で、しっかり頑張っていたいただければなあと思いますのでよろしく願いします。

それから、先ほどから自然災害の問題が出されております。台風19号がまたまたやっ来てまいりまして、県も災害対策本部を設置して対応されたという報告がございました。幸い大きな被害には至らなかったということですが、まだ農林水産とか公共土木関係については調査されるということでございますので、この場をお借りして、被災された皆さんには心からお見舞いを申し上げたいと思います。

そこで、さきの8月の豪雨災害の問題、ずっと出されております。ボランティアの関係のことで御質問したいと思うのですが、このことについては、既にボランティア活動は、受付は終わっておりますけれども、阿南市の災害ボランティアで、ボランティア人数は598名、海陽町では403名、そして那賀町の災害ボランティアで1,260名という大変多くの皆さんが県内外から駆けつけていただいたということで、本当に早い復旧に御協力いただいたということで、地元の皆さんも本当に感謝をしているというふうにお聞きしているところでございます。

今回の被災というのは徳島という地元で、かつ自然災害ではありましたが、ボランティアセンターの方にお聞きすると、津波、それから地震が起きたときもああいう光景が恐らく県土を覆い、農地を震災がれきが覆い、農作物が潰されると、そういう全く同じような中でのボランティア活動になるだろうというお話でございました。したがって県内におけるボランティア支援の実験的な経験と言うんですかね、そういうのには、参加された皆さんにはつながって行ったのではないかなというふうに思います。

そこで、災害ボランティアセンターの、いわゆるボランティアを受ける側のほうの所へ行ってお話を聞いてまいりましたけれども、かなりの課題が出されておるということでありまして、メモを頂いたんですけれども、例えば職員の体制がどうだったとか、職員間の情報共有がどうだったとか、また、事務をする環境体制がどうだったとか、12の項目に分けて129項目ぐらいの課題が示されておりました。

これから本気になって災害が起こったときに対応していくためには、こういった課題を一つ一つしっかりマニュアル化して対応することが大事だなとそんなふうに思ったところなんです。それぞれ県内24の社協と20ぐらいの支所があるようですけれども、そういった所も各地のボランティアにも行かれていると思います。阿南の社協の場合は、東日本の大震災で、石巻のほうに一週間から10日ぐらい職員を派遣すると。それから福知山の大震災の場合もボランティアを派遣する。そういう実体験の中で、活動するべきイメージが出来上がってきたと。そして、今回のボランティアを受け入れる際も、そういった皆さんが中心になって一定の対応ができたということのようでございます。

これまでいろんな形で防災訓練がやられたり、メディアを通して見られたりしているけれども、実際はやっぱり行ってみなきゃ分かんない。百聞は一見にしかずのような感じであったということでございまして、正に那賀町や阿南市や海陽町で災害ボランティアを回していくという実体験は大変貴重であったと思うんですけれども、その中で、これは阿南市に限ったことかもしれないけれども、ボランティアが入ってこられると。そして、現場でどういう活動をしてもらうか。ところが現場へ行ってみると、お宅の側の畑にがれき

がっぱいたまっていると。先ほど海の話もありましたけれども、それぞれ山間部の中でも、畑ががれきでずっと埋まっているというようなことがあったり、土砂がやはり堆積して、玄関から道路に出て行くのもその土砂をのけなきゃならない。さらには犬を飼っていた方は、犬小屋が流されてしまって、犬をどういうふうに囲っていくかといいますか、そんなようなことなどもあって、次々ニーズといいますか、被災された方からは要望が出てきたようでございまして、今回までには災害時のボランティア活動のマニュアルを作らないかんということで準備はしかけておったようではございますけれども、現実としては、マニュアルができてなかったということで、今申し上げたような具体的な対応に追われて、実は大変でしたと。そんな中で129件ものいろんな課題が示されたということでございます。

そこでお伺いしたいんですが、こういった身近に起きた現実的な活動の課題というものを、しっかり県内的にも、先ほど24の市町村に社協があり、支所もあって、どこで起こるかも分からない自然災害、さらには地震津波災害に対応して活動していくためには、そういうことをお互い共有して、活動を進めるための指針といいますか、マニュアルを作っていくべきではないかというふうに思うわけです。

そこで、取り仕切られてるのは県社協かと思うんですけれども、いざ災害のときの災害ボランティアセンターとしての運営基準といいますか、マニュアルの設置状況とか、また、今回の課題の洗い出しをした上での、仮に設置されているのであれば、見直しも必要なんではないかと思うんですが、今後、県としてボランティア活動に対して、県社協であったり、24の市町村の社協、また関係者とどのような協議を進められようとされておられるのか、お聞きしておきたいと思っております。

#### 大塚地域福祉課長

今回、8月の豪雨災害におけます災害ボランティアセンターの活動では、社会福祉協議会をはじめとする関係機関、また、県内外から災害ボランティアの皆さんに御尽力いただきまして、献身的な活動によります迅速かつ適切な被災者支援を行うことができたと考えておりますが、この災害ボランティアセンターの設置運営を円滑に行うためには、設置主体となります各市町村の社会福祉協議会において、ボランティアの受入調整や、活動の内容の範囲をどこまでするか、そういった運営基準を定めた設置運営マニュアルの策定が有効であると考えております。

県内24の市町村社協におきます災害ボランティアセンターの設置運営マニュアルの策定状況でございますが、県社協の調査によりますと、本年4月1日現在で策定済みが13、未策定が11ということになっております。ちなみに、今回災害ボランティアセンターが立ちました阿南市、那賀町、海陽町の各社協はマニュアルは未策定であったということでございました。

今後の災害ボランティアセンターの設置運営を円滑に行うためには、やはり全ての市町村の社会福祉協議会におきまして、県社協のほうで、標準的なひな形、ガイドラインと言っておるんですけれども、そういったものを参考にしながら、設置運営マニュアルの策定を進めますとともに、既に策定をしているマニュアルにつきましても、今回の8月豪雨に係る活動を受けての内容の見直しや、また、実践的な運営訓練等を通じた内容の検証を行う必要があると考えております。

課題の検証につきましては、現在、県社協におきまして、各市町村社協にアンケートでその課題の取りまとめを行っていると聞いております。

今後、取りまとめの結果も踏まえまして、県といたしましても、社会福祉協議会と協議、連携をしながら今回の活動を通じて得られた課題、あるいは反省点をしっかり検証し、改善につなげることで、台風や大雨被害を含め、いざ発災時の災害ボランティアセンターの速やかな設置、また、円滑な運営に向けた実効性の高い支援に、協働して努めてまいりたいと考えております。

#### 松崎委員

現場のほうから、今あったような課題が出されておりますので、それをしっかり県内の社協の皆さんが共有化して、いざ発災のときには円滑にボランティアの皆さんを受け入れたり、ボランティアセンターが運営されるようにということで、お話では先ほど被災された3市町はマニュアルすらなかったということで、本当に大変でしたということでありますので、既に策定されている13市町も今回の設置しなかった場合の教訓なども生かして、見直すべきは見直す、そして、未策定の所は今回の教訓を生かしたマニュアル作りについて、県も一緒になって、是非進めていただければなあと思いますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

それからもう一つは、災害の実践教育という観点から、このボランティアを見ていった場合にどうだろうということでございまして、これまでお話がありましたけれども、ボランティアに高校の単位とか各高校の例えば野球部のチームの皆さんが、マイクロバスで駆けつけていただいたということで、本当に元気な学生パワーで、地元の、それこそ高齢者はですね、あの畳の水に漬かったやつは重たいんですね、とても持てないといひますか。そんなようなお話もあって、やっぱり学生の若いパワーに助けられたということでございました。

そんな中でやっぱり学生の方も、いろんな情報としては、被災されたら大変だなあということは感覚としては受けておられますけれども、学生の方も被災された方も災害の現実と本当に向き合う機会になったのではないかなと思うんですね。

ボランティアセンターとして、他の機関との連携の在りようとして、高校とか中学校における災害の実践教育の場所として、一つは、例えば被災の現状をまず見てもらう、さらにはできることから支援をするとといったことをしてもらったらどうだろうかという課題も出されておりました。

このことについて、県教委として、災害時の実践教育の在り方について、現在やられていること、さらには今後やっていかないかん、こういうふうにやっていきたいなというようなことがありましたら、お考えをお聞かせいただければと思います。

#### 高原体育学校安全課長

防災に関します教育について御質問を頂きました。

まず、高校生が主体的な意思によりまして、復旧支援等の活動に参加してボランティア精神を醸成するということは非常に意義のあることだと考えております。この夏の県内の復旧支援については、先ほど委員お話のとおり、防災クラブ、部活動の生徒を中心にしま

して、160名がボランティアセンターを通しまして参加をいたしました。こうした高校生のボランティア参加については、これまで、全国に先駆けて徳島のほうで進めてまいりました防災クラブの育成ですとか、学校での防災教育の成果の一つであると考えております。

高校生がボランティアとして参加する際には、安全面、健康面が確保されるということが第一だと考えておりますけれども、ボランティアセンターを通して、多くの仲間と活動するということが、更に有意義な体験になると、活動になると思われま

す。県教委では、今年度から教員の防災士養成を進めておりまして、現在10名の教員が防災士資格を取得することを目指して、講習を続けております。学校防災と地域防災の連携という意味で、資格取得後はこれらの教員に活動していただくということになろうかと思っております。ボランティアセンターとの橋渡しについては十分に機能できるものと考えております。県教育委員会といたしましては、今後も高校生の主体的な行動が生み出せるといった土台作りをしっかりと進めまして、学校における防災教育を推進してまいりたいと考えております。

中学生につきましては、安全面、健康面の配慮がより大事になりますことから、例えば避難所支援、避難所の運営支援ですとか、ボランティア活動の補助といった後方支援等での活動が期待できると考えております。災害の内容、支援活動のニーズ等に応じて、中学生についても、今後、防災クラブ等で活動の内容について検討をしてまいりたいと考えております。

#### 松崎委員

今、県議会のほうでも、消防の関係でのいわゆる人材育成に向けた条例検討などもされておりますけれども、教育現場におけるこういった災害の実践教育というのも大変重要になってくると思いますし、ボランティア活動と連携するということも大事になってくるんじゃないかなと、そんなふうに思いますので、今お話がありましたような後方支援で頑張れるところも当然ありますので、現地での活動をやっていただくということが、これからの防災減災を担っていく若い人たちを育てていくことにもなるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、学校の場合は、そういったボランティア活動をした場合に、私どもの場合は、東日本のほうに行くという場合は、必ずボランティア保険ですかね、そういったものに入って、もしけがしたりとか、何かあった場合にはそれをフォローするようなことも必要になるかなと思ひますので、その辺の御検討も必要なんではないかということで、申し上げておきたいと思ひます。

最後になりますけれども、先ほどもお話がありましたことで、台風11号と12号の豪雨災害によります生活福祉資金、災害特例貸付というのが社協を通しての貸付けですけれども、制度としてあるということをお聞きしました。この御案内を見ますと、貸付け決定には審査が必要だと書かれておりまして、当然、審査が必要ということは理解するんですけれども、この貸付けの審査がお聞きしたのでは、これまでは月2回ぐらいやられておったけれども、現在は月1回になっているということで、大変使い勝手が悪いんじゃないかという声が出ているようでございます。

お話にも先ほどありましたように、被災者の方は一日も早く生活再建のめどを付けたい

ということでございますけれども、この特例措置という形で、11号、12号の場合は出されておりますけれども、そういう場合には審査のスピード化という面でも見直しが必要なんではないかなというふうに思いますが、この件については、それぞれの市町の社協、さらには県社協との協議も必要なことだと思うんですけども、県として何か対応されようとする方向性があるのか。現場の被災者は、もう少しスピード感を持ってやってもらわないと、生活再建資金は出るんだけど、低所得者の場合に、もっとひどい被害を受けた場合は、いわゆる貸付けを活用せざるを得ないと。こういったときに、その決定が長引くとなかなか再建の計画が立ちにくいというお話がございますので、現在の時点で何か検討されていることがありましたら、お話しいただければと思います。

#### 大塚地域福祉課長

県社会福祉協議会で貸付けを実施しております生活福祉資金、緊急被災者支援貸付金につきましては、今回の8月豪雨により、被災した低所得者世帯向けに、貸付限度額を通常の150万円から300万円に拡大する特例を設けたものでございます。

この生活福祉資金の手続ということでまずお話をさせてもらったと思うんですけども、まず、担当地区の民生委員と相談をして、窓口となります市町村社会福祉協議会に申込みを行いまして、申請書類をそろえて県社会福祉協議会に提出するという流れになっております。

生活福祉資金は、税金が貸付け原資になっておりまして、やはり公正かつ客観的な審査が必要ということで、申請書類の提出後、行政、社協、民生委員、また学識経験者等の第三者で構成します貸付審査等運営委員会で貸付けの可否を決定するということになっております。

審査委員会は、お話のとおり通常毎月一回開催となっておりますが、生活困窮のひっ迫の度合いでありますとかそういう緊急性、ひっ迫性の高いケースに対応するために、必要に応じて小委員会を開催して、可能な限り速やかに審査を行う仕組み、体制というのは整えられてございます。

それで、今後、本人の御意向、また、民生委員、地元の市町村社協の意見を踏まえまして、実施主体であります県社協とも随時連携を図り、緊急性が高いと判断される場合は、必要に応じて小委員会を開催するなど、申請者の立場に立った迅速な貸付決定に努めてまいりたいと考えております。

#### 松崎委員

結構でございます。災害を受けた途端に、その明るく日暮らしから生活が困るんで、次は再建プランを立てていかなきゃならん、こういうことになってくるんだろうと思いますから、これはもう緊急性が高いのは決まっているわけでございますから、今お話があったように、是非御相談も頂いて、タイムリーに対応いただければ、被災された人も生活再建に向かって頑張っていけるんじゃないかな、そんなふうに思いますので、よろしく願い申し上げます、私の質問を終わります。

#### 岸本委員長

午食のため委員会を休憩いたします。(12時03分)

岸本委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時04分)

質疑をどうぞ。

長池委員

午前中の議論の中にも、今回の台風といたしますか、今年たまたまなんでしょうけれども、台風が週末というか、土曜日とか日曜日とか、連休の月曜日とか、そういったいわゆる県の休日にやってきたというか、そういう体制を取らなきゃいけないというふうなことが起こったように思います。珍しいなあと思いながら、しかも、8月の場合は一週間ごととかあって、皆さん何人かにお聞きしたらやはり連続勤務になるような場合もあったというふうにお聞きしますし、休みの日ですから、参集されて、初めて出て行くんだろなというイメージがあるんです。

ふだんの日、平日起これば、既に県庁とかにきていますから、そこで対策本部なり、警戒本部というのが組まれるんだろなと思いますが、単純にそういった休日であったり夜間であったり、県庁に人がいないときに集まらないかんというか、体制を取らないかんといった場合の、皆さんのそういった、大変だったんだろなあというふうに、非常に感じております。

単純に全部署というか、例えば危機管理部であれば、危機管理部の職員全員が集まればって言って集まっているのか、ちょっとずつ段階に応じて集まっているのか、分けて集まっているのか、よく分からないんですが、まずはそのあたりの、現在の体制というのを、スムーズに参集する体制というのを、どういった体制になっておるかを教えていただきたいと思います。

金井南海地震防災課長

ただいま委員より、休日や夜間における県の防災体制と、職員がどのように参集しているのかといった御質問でございます。

それに先立ちまして、先に午前中、西沢委員から質問がありました市町村の防災体制につきまして、休憩中、県に送られてきました市町村の地域防災計画を調べてみました。

紹介させていただきますと、牟岐町であれば、災害対策本部、三号配備といったところに持っていく条件といたしまして、震度6弱以上の地震、大津波警報が発表されたとき、あるいは風水害であれば、町内で大規模な災害の発生が予測される時ということを含めておりますし、小松島市でありますと、風水害であれば暴風、大雨、洪水、高潮警報が発表され、大規模な災害が予想される時、あるいは地震でありますと、震度5弱以上の地震が発生した場合といったことで、若干震度等でばらつきがありますので、その辺につきましては、午前中にも説明いたしましたので、県のほうと市町村のほうで調整させていただきたいと思っております。

それから、長池委員御質問の県の休日・夜間の防災体制につきましてですけれども、県における災害対応体制につきましては、夜間や休日に限らず、県内に大雨、暴風等の警報

が発令されれば、直ちに災害対策連絡本部を設置すると。そして、情報収集に当たる職員を各所属に配置して、対応にまずは当たっております。

次に、相当の累積雨量あるいは河川の水位上昇などが始まりまして、災害の発生が懸念される状況となれば、体制を第二非常体制に引き上げまして、情報収集要員に応急対策要員を加えまして、危機管理部長を本部長とする災害対策警戒本部に移行すると。

今回のように、更に台風が強い勢力で本県に上陸することが現実となってきまして、大規模な災害が発生するおそれが生じた場合、あるいは大規模な災害が発生した場合には、直ちに知事を本部長とする災害対策本部を設置し、対応に当たるとしております。

職員の体制につきましてですけれども、危機管理部におきましては、夜間や休日においてこうした体制が迅速に組めますよう、年度当初に部内に各8名、計7班の体制を設けておりまして、気象警報などを入手し次第、その順番に当たる班の職員が登庁しまして、災害対応に当たることとしております。

なお、危機管理部では、夜間・休日の人員体制としましては、災害対策連絡本部の場合は、一班の8名、警戒本部になりますと二班の16名、災害対策本部となれば状況にもよりますが、最低でも三班24名以上の者が、基本12時間交代で災害対応に当たるといったことにしております。

また、スムーズに職員が参集できるようにするため、今回の台風のようにあらかじめ接近時間とか、接近時の勢力などが推定される場合には、气象台からの警報発表の予想といったものを参集予定の職員へ事前に周知しておりまして、その後も交代時間の連絡をあらかじめ設定しまして、職員一人一人が迅速に県庁に集まれるようにしております。

また、他の部局におきましても、部局によってそれぞれ災害対応に当たる人員数は異なりますけれども、基本的にはそれぞれ所属で班編制を敷いていただきまして、これを災害対策連絡本部、災害対策警戒本部、災害対策本部などの体制に合わせてローテーションさせまして、夜間・休日におきましても、全庁挙げて迅速な対応を行っているところでございます。

## 長池委員

危機管理部は部内で8名を一班とした7班体制でやるということですが、部長は第二レベルの災害対策警戒本部のときは本部長ということで、知事はその更に上の災害対策本部ということですが、なかなか今年みたいな連続して週末ごとというのは余りそういうのを想定する必要はないのかなと、たまたま今回重なったのかなと思いますが、そういった班のローテーションを組むというのは必要なことだと思います。

ただ、私自身ちょっと最近、周りの方から言われるのは、先ほども災害対策連絡本部は警報が出たら設置するということですが、何か警報自体が長くなっているような感覚がすごくあります。これは、回数も多いし時間も長い。特によく聞くのは、消防分団の方によく話を聞くんですが、分団の方は、どの警報か忘れましたが、ある警報が出ると、分団小屋に集まってそういった連絡体制を取らないかん。ただ、それがかなりの早い段階から出されて、しかももう青空が見えとんのかなかなか解除してくれんというふうな実態があったりして、非常に警報に対して、文句を言うわけじゃないんですが、最近長いなというふうになってきています。

これも気象庁の方針なのかどうか分かりませんが、午前中の議論でもありましたが、空振りを恐れずにしっかりと警鐘を鳴らしていくということは今後、一般的には重要なことだという認識があるんだろうなと思います。

中身は違いますが、この前の御嶽山の火山の噴火も、前兆はあったけれども、なかなか警鐘を鳴らすことができなかつたという反省の下に、今後はそういった警報なり警鐘が、どんどん矢継ぎ早に出される時代になってくるんだろうなという気がしております。

その中で、私が勝手に感じているだけなのか、今年は特に多かったのかという、何かデータがあればと思います。特にこの災害対策連絡本部やら警戒本部やらそういう対策本部が今年どのくらいの回数で開かれたとか、日数とか時間が分かればお願いします。

#### 金井南海地震防災課長

今年度の災害対応に当たった日数、時間、あるいは災害対策本部の回数等の御質問でございますが、まず災害対策本部につきましては、昨年は一度も開いておりませんが、今年度は2回設置しております。

それから、警戒本部につきましても、昨年3回、今年3回といったことで、連絡本部は警報が出るたびに開いております。災害対策本部まで行く大きな台風等がきたということでございます。それから、日数や時間の昨年度との比較でございますが、昨年度、平成25年度は、4月の淡路島を震源とする地震や三つの台風等がありました。これに対し、今年度は4月にチリ北部沿岸地震をはじめ、台風では、7月の台風8号、8月の11号、12号、10月の18号、19号と五つの台風が来襲したということから委員御指摘のとおり、災害対応に当たる時間が大きく増えております。

具体的に日数で申しますと、昨年度は一年間で18日ありましたが、今年度は10月現在28日と、昨年度より10日増えております。また、対応に当たった実時間で申しますと、昨年度一年間では206時間に対しまして、今年度はこれまで376時間、1.8倍となっております。また同じ10月15日時点、本日現在で比べますと、昨年度170時間に対し、今年度376時間、2.2倍となっているところでございます。

#### 長池委員

現時点で比べると二倍以上、そういった対応をとというふうな時間になっておるということで、これは、かなりの緊張感というか、県民の安全を守るといった職務で増えておるんだなというふうに思います。特に今年はやっぱり台風が多かったので、実感としてもあるんですが、そういった警戒態勢が増えておるということであります。

これが問題として私が思うのは、まず、そういった役割の部署の方が疲れて体を壊したり疲弊したらいかんというのがまず一点あります。もう一点は、逆の観点からいくと、それによって体制に不備があつてはいかんなあと思うんです。

そういうダブルの意味で、今年のことをしっかり踏まえて、いかにいかんと思いますし、さらには一人しかできないような業務は、その人が休んでいてもしっかりできるような体制とか、そういった体制づくり、特に、今考えられておる南海トラフの巨大地震というふうなことも踏まえていくと、全庁挙げての体制も整えないかんなかなという気がしておりますが、そういった大規模災害とか、今後、どうしても時間も増えてくるという中



で、対応や工夫っていうのもしっかり検討されておるとは思うんですが、そのあたりをちょっとお知らせいただきたいんですが。

#### 床桜危機管理部長

今般の台風11号、12号、それに引き続く広島の土砂災害ということで、従来にない災害というのがあったわけでございますけれども、これを教訓に二つの取組を進めようとしております。

一つは、台風11号、12号で今回約21万人の方々に対して避難勧告、避難指示を出したということでございますけれども、実際に避難所に行かれた方が少なかったということで、行政側の対応と、住民の避難行動にミスマッチがあったということで、これを少しでも縮めていく必要があるということで、専門家からなる豪雨災害時の避難行動検討会議というものを来月にも開催したいと考えております。

もう一点は、今、委員から御指摘いただきました行政の中の対応、特に県における体制の問題でございます。やはり、単発の災害だけではなくて、今回のように台風12号の対応をしつつ、その復旧もまたやり、同時に後から続いた11号の対応をしていくということで、事前の対策と事後の復旧・復興の対応が重なり合うといったような複合災害の対応ということが、今回大きな特徴であったかと思えます。その点について、確かに職員についても大きな負担があったと考えております。

今後、気候変動によって、こうした連続した複合災害といったことは、十分あり得ると認識いたしております。このことに対しましては、先ほど長尾委員から御指摘いただいたようなタイムライン防災の考え方を導入して、できるだけロスのない体制づくりもしていく必要があると考えておりますし、やはり、必要な人員というものは、どうしても必要なものですから、関係部局にもしっかりと話をして、体制の強化に向けて危機管理部としても取り組んでまいりたいと考えております。

#### 長池委員

東北で震災が三年半前に起きて、東北に行った時に聞いた話なんですが、やはり、職員の方は、公的役割ということで、何十日、何か月も休みなく職務に就いたという話も聞きました。周りも気遣って、順番に休憩とか休みを取らそうとするんですが、事態が事態ですから、皆が仕事をしているときに自分だけ休めないという事態に陥るみたいで、職員の方というのは。

逆にそれが半年一年続くと、やっと落ち着いてきた頃に休むと、今度、休みの日に妙に現実に戻っちゃって、逆に精神がやられてしまうと。まだ働いているほうが、何かをやっているほうが、気持ちが安定するといったような、生の声をいろいろ聞いた上で、本当に職員の方というのはいざというときには精神的にも体力的にもきつい立場にあるんだろうなと想像ができます。

私なんかは、いざというときに頑張らないかん人は、ふだん何もないときはゆっくりしとってほしいな、くらいは思うんです、実際。職務の一つとして、スポーツジムに行って体力づくりするとか、そのぐらいの感覚。どうも職員の人って仕事が多すぎるんちゃうのかなという気がします。だからもうちょっと工夫して仕事を減らしたらええんちゃうんか

なというふうな。今のはただの意見でございますが。

特に危機管理部を中心としたそういった災害対策をしっかりと今後も進めていく上で、しっかりとまた体制の強化を進めていただきたいし、多分、強化ということになると、人員とか予算とかに関わってくるのかなというふうに思いますが、どうも危機管理部は予算を持ってないというのをちらちら聞きますんで、できたら何かもっと予算を付けるなり人員を増やすなりも必要なんだろうなというのは個人的に思っておりますが、是非、今後もしっかりやっていただきたいと応援の意味を込めた質問でありましたが、もう一度、部長にそういった意味で御答弁を頂いて終わりたいと思います。

#### 床桜危機管理部長

長池委員から大変有り難いお話を頂きました。実は10年前の平成16年も、五つの台風がきて、相当の被害がございました。その時の当部の体制というのは防災局ということで、2課体制、非常に限られた人員の中で対応しておったわけでございます。それから比べると、現在の対応というのは、いわゆる直接的な課だけではなくて、局、いわゆるくらし安全局という局も持っておりますので、そうしたスタッフも含めてローテーション、正に気を遣って、全員がへとへとにならないような、合理的な組み合わせでやろうとしておりますが、先ほど申し上げましたように複合災害のときにはなかなかそれもきちとした対応ができないということもございます。

今後そうしたこともしっかりと改善できるように関係部局にも強くお話もしていきたいと考えております。

#### 岡本委員

台風がいっぱいきて、すごく大変だったと思います。そういう意味で、できるだけ簡単に明瞭に質問しますので、ちゃんと教えてくださいね。

今、藤田副委員長きていないんですが、さっき控え室で、この前本会議で質問された震災対策基金のことを改正するという答弁を頂いてまして、そのことをちょっと軽く触りよるけんと言ったら、ようけやっというってというような話でありましたが、要はあの震災対策基金というのはたまたま私が申し上げたんですが、正直なところ、財政課長とか経営戦略部長とか、なかなかオッケーを言ってくれんで、二週間か三週間くらい、やんやん言っていると、何か知事の一言で基金条例と基金というのが決まったんですが、それは有り難いなと思ったんですが、実はあの時からちょっと震災対策基金っていうんでは幅が狭いなと、その時から実は思ってまして、いつかの機会に、これは多分もっと幅の広いことにせんと使えないなと最初から思っておりました。

藤田議員の答弁で、改正をしてということになりました。そしたら、南海トラフだけじゃなくて、どういう災害にも対応できるのか、答弁してもう大分たっているんで、今作業中でしょうから、分かる範囲で。

#### 酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今度改正をする基金につきまして、どのような災害を追加していくのかという御質問でございます。現在は、南海トラフ巨大地震をはじめとする震災対策ということでございま

すが、今年のいわゆる8月豪雨ということで、台風11号、12号、本県も大分被害を受けました、そういうふうな台風でございますとか、京都福知山でも大洪水、また、死者70名を超える被害を出した広島での土砂災害など、台風とか集中豪雨で大規模な被害を受けてございます。今後、異常気象の影響で、ますます台風が大型化、集中豪雨が激化するというようなことが懸念されているところでございまして、そういうふうな大規模な水害とか土砂災害、そういうものにも活用をしたいと考えてございますし、また、複数の災害が連続、又は同時に起こる複合災害、そういうものにも活用できればと考えてございますが、具体的には、今後、条例の改正手続の中で議会の御論議も踏まえて決定していきたいと考えてございます。

岡本委員

今の答弁を聞くと、当然ながら名称が変わるよね。今の答弁だと、徳島県震災対策基金という名称が多分変わるんだと思うんだけど、今聞いてもいいかどうか分からないけど、どんな感じですか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

新たな基金の名称についての御質問を頂きました。

新たな基金の名称につきましては、現在、防災に対する職員の意識啓発というような意味も込めまして、庁内で募集を行ってございます。この結果を踏まえまして、また関係部局とも協議をしながら、新たな基金にふさわしい名称を考えて行きたいと考えてございます。

岡本委員

これ以上聞きませんが、何ていうか全部漢字なんよね、今。徳島県震災対策基金って。ちょっと子供さん、何となく県民みんなが分かるんだったら、要望ですよ、これ、平仮名がちょっと入っててもいいなと思います。

そしたら基金と条例、両方の改正のスケジュールというのは、今どんなふうに思っていますか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

現在、条例のほうの改正手続を、条例を所管してございます経営戦略部、それから当部のほうも連携をいたしまして、条例の改正に向けて作業を進めているところでございまして、今後速やかに条例案を取りまとめまして、議会のほうに御提案していけるよう頑張っていきたいと考えてございます。

岡本委員

今、藤田副委員長がお越しになったんですが、正にこの前の議会で質問されたから、今の答弁だと次の議会にできるのかなと思います、それはもう、またこれから進んで行くことだから、頑張っていたきたいなと思います。

それで午前中からずっと思ってるんだけど、名称も変わるしいろいろ変わると、これ、

何で、台風の答弁を南海地震防災課長と酒井とくしまゼロ作戦推進室長がずっと答弁しているんですよね。これを見たらね、誰が答弁するのかなと思いつつ、そうなるのかなあと、今はですよ。

こう言ったら失礼だけれども、多分、南海地震防災課長というのは、地震のことばかり今までやってたでしょ。どちらかという、下に地震防災課長って付いてるから。トータルとして名称も変わるし、みんな変わるんだから、多分ここも変わるんだと思って。もうじきちょうどいいよね、あと三月か四月もしたらそういうことになるから。名前を変えるだけじゃなくて、多分答弁苦しいよな。台風の答弁をとというのはちょっとさっきから、僕は午前中から気の毒やなと思ってずっと聞いていたんですよ。そんなんも考えてやってください。やっぱり聞いてみたら、みんなが考えたらいいと思います。よろしく願いします。

私が6月議会の代表質問で、戦略的災害医療プロジェクトうんぬんというのを聞いたんですよ。たしか、戦略的災害医療プロジェクト会議を設置してうんぬん。よく新聞にも載ってるし、知事の意気込みもよく分かって、すごく頑張ってることは高く評価をするんですが、また、この前の議会で、我が会派の川端議員の代表質問で、災害時の要配慮者に対する質問をされたのかな。川端先生はお医者さんだから非常に専門的な話をされていましたが、要は、医療やケアが中断されたら命が危ないと、命に関わるようなことに対してどうするのという話だったよね。そういう人というのは、要配慮者っていうのかな、医学的に言うと。そういう人は今、県下で何人ぐらいいるんですか。

#### 鎌村災害医療上席推進幹

戦略的災害医療プロジェクトにつきまして、災害時において医療やケアの中断が、正に命に関わるような要配慮者ということで、その数についてのお問合せでございます。

要配慮者につきましては、高齢者の方、障がい者の方等含めた要配慮者になると思いますが、その中でも医療等を必要とされたり、あるいは専門的なケア等を必要とされる方の数につきましては、例えばということで幾つかの例を御紹介させていただきたいと思えます。

治療やケアの中断が生命の危機に直結いたします要配慮者の方々につきましては、東日本大震災の折にも、健常者の方々と一緒に避難所生活を長期間にわたりましてされたというようなことで、心身ともに非常に大きな支障を来したということが報告されておりました。医療側からの支援はもとより、患者さん自らが備えの両面から検討していく必要があると考えており、主に在宅などにおきましての医療やケアの必要な要配慮者の方々というのは、例えば、外来化学療法、外来通院でがんの化学療法に通われている方でありますとか、在宅での緩和ケアを受けておられるがん患者さんも県内に大勢いらっしゃるどころであり、また、例えば、直腸がんなどのために手術によりまして人工肛門や人工膀胱などのストーマといいます排泄口、便や尿を出すという所を設けられた方でありますとか、オストメイトと呼ばれる方を含めまして、直腸や膀胱に障害のある方というのは、県内に約1,400人余りいらっしゃるどころであります。

そのほかに約400人を超える医療費助成等をされておられます重症の難病患者さん、例えばALS、筋萎縮性側索硬化症等も含めまして、重症の方のうち、在宅で人工呼吸器を

されている方、こちらにつきましては、今年の5月現在では県内に24人いらっしゃるというようなことであり、災害時におきましても医学的管理を必要とするような要配慮者の方々が、多数、それぞれに在宅等においても治療・ケアを受けられているというような状況でございます。

#### 岡本委員

数字はよく分かったんですが、なかなか専門的で、理解し難いところがありますが、でもそういう、それこそすごく大事なんですね。全国いろんな人に言われて、余り全国的に例がないんですね。すごいことやなと思っておりますが、例えば今の説明も数字は分かるんやけど、ちょっと専門的になると分からないんで、どのようなことが違うの。分かりやすく言ったら、対策とかね。

#### 鎌村災害医療上席推進幹

この戦略的災害医療プロジェクトにおきまして、医療や専門的なケアを必要とするような要配慮者の方々に対しての支援や取組といったところでございますけれども、例えば幾つか御紹介いたしますと、災害発生後も、先ほど御紹介いたしましたように、避難所や御自宅において引き続き同様の医療サービスを受けることができるように、例えば治療継続のために医薬品、あるいは器具、装具、先ほど申しましたけれども、排泄する所に当てるパウチというような袋などの装具の備蓄でありますとか、あるいは避難所におきましての生活環境の改善、やはり一緒に避難されているということでそういった配慮ができるような仕切りや、ベッドでありますとか、そういったところも検討できるかというようなこと。また、こういった方々には患者会というものもありますので、そういった団体でありますとか、専門的な機器の取扱業者、人工呼吸器でありますとか、在宅酸素療法の機器でありますとか、そういった関係団体との情報共有や仕組みづくりというものを行政も一体となって取り組んでいくということが一つの特徴と考えております。

また、拠点となります医療機関等を中心とした支援のネットワークも構築して行く必要があります、これは災害時に役立つように平時から準備をして顔の見える関係を構築しておくというようなところにも、しっかり行政としても支援をしてまいりたいと。このようにきめ細やかな支援を実践していくために、平時からの支援体制の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

#### 岡本委員

よく分かるんです。すごくいいことなんです。すごくいいことなんだけど、災害時に対応するためには平時からやっておかなきゃいけないっていうことが、今、お話があったんですが、そうするとやっぱり、本会議でもいつも言ってるけど、とにかく財源が、危機管理とかこの問題で、正にお金というか財源というのが、なかなか確保が難しいんですね、現実にね。

じゃ、今答弁いただいたことの、しっかりとした財源をちゃんと持ってないと、なかなかそれがいざっていうときには多分お金がなくてできない。考え方はいいんだけど、ということになりかねないんだよね。その辺、部長の決意というか、絶対こうだということ

答弁ください。

#### 床桜危機管理部長

災害時の要配慮者対策ということで御質問を頂いております。

東日本大震災において二万人近くの方が亡くなり、あるいは行方不明になったということでございますけれども、その大震災によって一命を取りとめた方が、その後、約三千名を超えて亡くなっておられた。これはやはり厳しい、劣悪と言っていいかもしれませんが、避難所生活によって、抵抗力がなくなったというようなことも、大きな原因だと、このように聞いております。こういう防ぎ得た死を少しでもなくしていくというのが今回の戦略的災害医療プロジェクトのテーマでございます。

南海トラフ巨大地震が発生すると、県内でも最大20万人を超える方々が避難所生活を余儀なくされると、このように言われておまして、その中には、先ほど来、申し上げたような災害時の要配慮者の方々も相当程度いらっしゃるということになります。やはり、そうした方々に対して、しっかりとした準備をしておくということが非常に重要だと考えております。

やはりポイントとしては、南海トラフ巨大地震は明日来るかもしれないけれども、30年後かもしれないということで、正にスピード感とともに継続性が非常に重要だと考えております。やはりそのためには、財源というのは当然必要だと考えております。

今後、具体的な施策、先ほど申し上げました施策も相当予算は必要だと思っておりますので、関係部局もしっかりと要求をして、その確保をしていくと、このように考えております。

#### 岡本委員

頑張るという答弁を頂いたんですが、こういう問題って、僕、議会は基金ばかり作ってよく言われるんだけど、やっぱり全国にほとんどなくて、これやるというときには、特化して基金みたいなものをやっぱり作っておかないと、意気込みは分かるんやけど、多分動きにくいと思うんですね。

余り基金のことばかり言うようやけど、それも選択肢の一つとしてね、これはあえて要望しておきます。そうでないと、本当にすばらしい考え方、何としても命を助けようという思いが形あるものになって、ちゃんとその人がずっと元気で行けるっていう状況を作るためには、やっぱり基金も一つの選択肢かなって思いますので、これは要望しておきます。

それで、どうしても台風のことを気に掛かってまして、台風19号の一日前に長池先生とずっと会が一緒でして、言われたとおりに言います。夜寝んと、正木ダム管理はしよってよって。本当、小松島困るけんなって言われましたが、今回は正直、夜は眠れたんですが、でもやっぱり昼の段階では、非常に危ない状況があったかなって思ってます。

さっき木南副議長にも勝浦川の江田っていったんえって言うけん、いやあれ、小松島やけんって言いながら、全国ニュースでしょ、大学の同級生からいっぱい電話があって、携帯に出んかったら、お前流されとったんちゃうんって言われたぐらいなんですけど、事前委員会の時もずっと聞いてきたから、これ端的に、横瀬はもういいとして、勝浦川の江田

の所というのは、今回、水位はどのくらいやったんですか。

森河川振興課長

さきの台風19号におけます県管理河川、勝浦川の小松島市江田観測所におけます水位の状況でございます。

水位につきましては、水位の危険度レベルっていうものが五段階に分けて皆様に周知させていただいてございますけれども、勝浦川の江田におきましては、その中の第四段階、レベル4という段階のレベルを超えまして、最高水位が4メートル35、この水位はレベル4を15センチメートル超えたというような水位でございます。

岡本委員

事前委員会で質問した時は、5メートル幾らって言よったと思うんで、それよりは多分少なかったんでしょうね。これは答弁いいんですよ。

もう一つ、事前委員会の時も言ったけど、今回もずっと堤防を全部見て回りました。正直、行き30分ぐらいの間は、前回並みの堤防の位置だったんです、私の周りには。でも、今回の特徴は、特に小松島の江田がそうなんだけど、水が引くのがものすごい早かったんですよ。見事に早かったんです。

先ほどの部長の朝の報告では、福原旭って全国版やけど409ミリメートルっていうことだったけど、以外と今回は事前委員会で言ったのとは逆で、下でようけ降ったんやね、409ミリメートルといたら大きく見えるけど、小松島市や徳島市の多家良のあの辺ぐらいで、多分いっぱい雨が降ったんだろうなあって勝手に思ってるんだけど、それでいいよな。間違うとったら、言い換えてよ。

森河川振興課長

具体的な数値は持ち合わせてございませんけれども、今委員のほうからお話がありましたように上流のほうでも400ミリメートルを超えた雨が降ってございますけれども、下流部でも相当の雨が降ったという認識でございます。

岡本委員

僕が住んでる勝浦っていう所は、徳島上那賀線という県庁まで本当は22分でいつもきてるんですが、それ一本しかなくてね、もう一つが、反対側の、徳島市の飯谷町という所があって、そこからその橋を越えたら新浜勝浦線という県道に変わって、そこから二つあるんやけど、新浜勝浦線につながってなくて、ずっと徳島上那賀線一本なんですけど、沖野っていう県道で、あんなにどどんいいつも水が漬かるっていうのは少ないんやけどね。そこが浸水しますね、そしたらもう徳島上那賀線は通れんです。反対側の飯谷小学校がある所の新浜勝浦線のほうは高いのでいけるんです。でもそこに飯谷橋という橋が架かかってね、潜水橋なんです。そこで県庁の方も亡くなってるし、多分あそこの潜水橋が一番多くの方が亡くなってると思うんです。

勝浦川に結構潜水橋があってね、大きいのは三つぐらいだと思うんだけど、きれいに整理してください、六つか七つあるかもしれないですけど、徳島市と小松島市と勝浦町にしょっ

ちゅう通っている潜水橋がある。この間ふと聞かれて答弁ができなかったんで聞くんですが、潜水橋って、水がオーバーするわな、水が引いて、見た感じでは、要するに橋の上を水が流れてないというときに、それでも通ってない、通らせないんですね。じゃあその潜水橋が、一旦水がオーバーしてて、引いたときに、どういう時点で通行可能にするのか。今言ったのは全部市町の管轄なんですよ。県に聞くのはどうかなと思うんですけど、でも何か基準があってもいいのかなと。もう一回言いますけれども、住民の方に聞かれて、実はこれ、答弁できんかったんです。これってどんなんですかね。

#### 久保道路整備課長

勝浦川に架かる潜水橋についての御質問でございます。

委員お話のように勝浦川につきましては、潜水橋全て市町村管理の潜水橋でございます。6橋ございます。通行止めしてから通行可能になるときの判断基準ということなんですけれども、市町村管理でございますので、詳細は分かりませんが、県の場合は、河川の水位の見極めとして、桁が見えてきたとか、これから下がってくると、さらには、そうした上で、橋の上にごみとかがたまっておりますので、掃除もした上で、見える範囲で損傷具合も見極めて通行を再開すると、そういうことにしております。

#### 岡本委員

六つあるんやけど、多分三つか四つが思い切り生活に関係するんやけど、みんなまちまちなんよ。分かりやすく言うと、今答弁あったんですけど、六つのうちで四つが、どういう状況で通行させているかっていうのは、全くみんな違うんですよ。何か基準があるのかなと思って聞いたんですけど、それってとても危ないんですけどね、何かそういう指導もしていただきたいと思うし、もう一つは、特に徳島の関係なんですけど、飯谷橋っていうのは、日亜化学に行く人がすごく多くて、水も下50センチメートルぐらいを流れるんやったら通してよというのがすごく多いです。

野上橋というところがあるんですけど、あそこがもう大渋滞になって動けないという状況があるので、これってどんなにしたのが一番危機管理上いいのかなって、実はこの間から考えよんやけどいい答がなく、またいろいろ市町村にも御指導ください。そういうことがあったと御理解ください。

部長、せっかくお越しいただいとるんでね、この前、原副部長からも答弁を頂いたんですけど、勝浦川というのは正にカメラがなくて、数字だけでやってて、まあ数字に間違いなければそれでいいんですが、やっぱりライブカメラみたいなのがあったら、今の潜水橋の状況とかもよく分かるし、県庁が実際に現場の画像を見ながらやれるかなというんで、これ難しい問題なんですけど、何かその辺についてコメントを頂きたいのと、もう一つは、潜水橋というのはやっぱり一番命を落とす場所なんですね。例えば飯谷橋だったら徳島市が結構管理責任を問われて、いろいろ問題になっている。だからやっぱりそれは基本的には全部が全部とは言わんけれど、やっぱりなくしていくべきだろうと、これだけいろんな水害とか言ってるときに、やっぱりいつまでも潜水橋があるというのはどうかなと思うんで、その辺、何だったら見解を頂きたい。



## 小林県土整備部長

まずライブカメラの件でございます。勝浦川にライブカメラを設置して管理なり情報提供なりするべきではないかという御意見だと思えますけれども、御趣旨は全くそのとおりかなというふうに思います。県の場合、なかなかカメラは、道路も河川も両方ですけれども、実は余り付けられていないという、正直付けられていないのが現状であります。

一方で市町村が付けているカメラとか、国が付けているカメラというのは、県のホームページ安心とくしまの中に、県の防災情報というページがございますが、そこにリンクを張らしていただきまして、そこから見に行けるようには、一応システム的にはしております。具体的に、勝浦川では県が持っている正木ダム関係とか、月ヶ谷温泉とか、星谷橋とかいうことで、3か所一応見えることにはなっております。

どうしてもカメラを付けるにはそれなりの時間もコストもかかりますので、まずはあるものを有効に使うというふうに考えたいと思えますので、そういうものがあるというのをまずはしっかり周知して、使っていただけるようにまず考えていきたいというのが一点であります。方向的には委員おっしゃるとおり、実際の映像を見て管理するなり、情報提供するというのは非常に有効な策だと思えますので、流域全体として、県全体としての投資バランス、ハード、ソフトのバランスの話もございますので、そこはちょっとしっかり考えていきたいと思えます。

それからもう一点、潜水橋のお話ございました。勝浦川の話につきましては、残念ながら県のものではないということで、いますぐという話ではなかなか難しいかもしれませんが、やはりおっしゃるとおり潜水橋ってというのは、安全上からいくと問題がある橋だと思います。どうしても歴史的経緯とか、これまでのいろんな状況があって、いまだに残っているというものだと思っておりますが、やはり防災上、安全上は抜本的な橋梁というのが望ましいと思っておりますので、これもどうしてもコストがかかる話ではありますので、順次ということにならざるを得ないと思えますけれども、基本的にはそういう方向かなと思っております。

## 岡本委員

ライブカメラ、潜水橋とも御答弁いただきましたが、特にライブカメラは、最初に何でああいう質問をしたかという、とにかくこれせんからね、見にこれないんだから、県庁から。道路が通れないんだから、現地見たの、どうって言われたときに何も答えようがないから、やっぱり必要かなって思うので、そのようにお願いいたしておきます。

この間から土木ばかり言っているの、ちょっと森林のほうも聞かないと申し訳ないかなと思っておりますので、時間も余りないんですが、例えば台風12号とか11号で、さっきの正木ダムの関連とかいうと、どうしても山の崩壊とか治山がいかれたとか、林道がいかれたりすると、結構川に堆積しますよね、その災害の状況というのはどうだったのか、例えばまた福原旭なんです、8月1日から8月10日までは、1,510ミリメートルだったかな、数字で言うとすごい数字なんです、もちろん県下全体の話でいいんですが、山のほうの災害状況っていうのはどうだったのか、簡単に結構です。

## 相原森林整備課長

台風12号、11号による山地での被害状況ということでございます。

委員お話のように、8月1日から10日の間の雨量は、一番多い所で1,510ミリメートルという非常に大きな雨が降ったということで、県下各地におきまして、山地における被害が出ております。山地における被害ということでございまして、治山関係、それから林道関係ということになろうかと思えますけれども、まず治山のほうについてでございますが、新たに山腹が崩壊した箇所、それと新たに溪流が荒廃した箇所につきまして29か所、被害額にいたしまして21億1,030万円となっております。治山施設が被災をした箇所につきましては6か所、8,600万円の被害額となっております。治山関係合わせまして、35か所の21億9,630万円の被害額となっております。

次に、林道関係でございますけれども、林道施設が被災をした箇所につきましては、これも県下各地で発生しておりまして、71か所、被害額は9億600万円ということになっております。山地におきます治山、林道被害の合計につきましては、106か所、被害額が31億230万円となっております。

岡本委員

はい。分かりました。

災害が起こるのはしょうがないんだけど、どういう形で復旧するというか、一応復旧せないかんわね。今、御答弁いただいた分で、現時点でどのくらいの復旧ができるんですかね。

相原森林整備課長

治山、林道関係におきます今後の復旧計画についてという御質問でございます。

まず治山関係の新たに山腹が崩壊した、あるいは溪流が荒廃した箇所、29か所のうち、当年度予算で対応が可能な災害関連緊急治山事業というのがございまして、これの採択基準を満たす箇所が4か所ございます。その4か所について、現在国のほうに計画書の申請をしておりまして、事業費が決定をされた所から工事の発注準備にかかっているという状況でございます。それと、治山施設の6か所につきましては、12月1日から5日の間に災害査定をするということで調整中でございます。

次に、林道関係についてでございますけれども、林道施設の災害復旧事業、これにつきましては、64か所ございますけれども、昨日の14日から31日まで3週間続けて全箇所災害査定を実施するというので予定をいたしております。

岡本委員

そしたら、治山が二十数か所残るよね、林道は多分残るのはちっちゃいのかな、多分そうですね。林道は多分、大体できるってということかな、災害査定が通れば。

相原森林整備課長

林道のほうなんですけれども、71か所のうち64か所ということで、これまで2回、災害査定を今年度実施しておりますけれども、査定率が99パーセントあるいは100パーセントといったようなところで査定が終わっておりますので、今回につきましても、全64か所に

つきましても、そういった査定率でもって実施していただけるのではないかとというふうに考えております。査定以降、事業費が決定されまして、工事に掛かっていくという計画となっております。

#### 岡本委員

事前委員会の時に、大和課長の砂防防災課でいろいろ聞きました。今、あえて山のほうの森林整備、治山とか林道を聞いたんですが、その二つがうまくいかんと、間違いなく土砂災害が起こると。起こって、さっきの川の状態だったら、起こった時点でどうにもならないことになってる。だからそこがまず起こらないようにちゃんとしていかないと、正に災害予防にならないんですね。

今の答弁だと、治山がたくさん残るんで、普通は補正があれば補正に行くんですけど、なければ平成27年度以降の対応になりますよね。そこが非常に問題で、今の予算の付き方でいくと、こういう災害があったけど、多分、大分頑張らないと三、四年かかるわ、これ、治山についてはね。

それではまずいなと思ってまして、もう一回言いますけれども、土砂崩れ、地滑り、いっぱい話題になってるんだけど、そういうところをちゃんと押さえないと、大和課長のところの砂防防災課もそうなんだけど、大体平均的に言えることは、何かその砂防えん堤やっていると、治山のダムをやってるところは、土砂崩れがあってもそこがワンクッションになって、何となく命までは奪われてない。やってない所は、ずっと行って、命を奪われると。そういう状況にあるので、正に災害を未然に防ぐということは、予防をちゃんとしていけないので、何でこんな質問をしたかっていうと、皆さんは頑張ってくれるんだけど、財政課がなかなかうんって言わんからね。ここで言ったら、財政課もそのうち聞いてくれるから、あえて申し上げてるんですが、命を守るという観点で、しっかりこれから頑張っていて、事業化をして、目に見える形にすれば住民の方が安心をします。言ってるだけじゃ、誰も安心しませんから。形あるものにしてほしいと要望して終わります。

#### 笠井委員

一点だけお尋ねしたいと思います。

結婚式というのは、日時も決まっていますし、いいんですけども、台風っていうのは、いつ来るか分からないんですね。今回のように、例えば土日、祝日、あるいは子供たちが登校する前に警報が出れば、子供たちもお休みしてしまうんですけども、ウィークデーで、登校が終わった後に警報が出るというときに、県教委としてどういうふうな指導をしているのか、ちょっとお尋ねしておきたいなと思います。

#### 高原体育学校安全課長

笠井委員から、学校の休校、授業の打ち切りについての御質問を頂きました。

県立学校については、県教委のほうで一括して各学校の情報を集約いたしますけれども、小中学校に関しましては、市町村教委のほうから情報が上がってくるようになっております。

基本的には市町村単位の判断で、警報が出る、出ないを判断の材料としまして、学校が情報交換をする中で、各学校の判断がなされております。授業の打ち切りに関しましても、一つの市町村の中が広域の場合もございますので、それぞれの学校のほうで、学校長が主導して判断しているという状況でございます。

県立学校に関しましては、公共交通機関の利用もありますので、特に前もってJR等々、情報を頂きまして、授業の打ち切り等を判断させていただいております。

#### 笠井委員

県立学校に関してはということなんですけれども、例えば市町村の小さな児童、生徒です、ね、こういうのは県は県教委として指導は一切なくて、市町村の教育委員長が各学校にいろんなことで決めて、連絡しとるんですか。県教委としての意見というのは、全然そこにはないわけですか。

#### 高原体育学校安全課長

市町村教委の管轄します学校に関しましては、毎年、校長会等を通しまして、情報収集の方法、それから連絡体制について確認をしております。現在のところは、雨ですとか、あるいは風ですとか、大きな被害が予想される警報だけではなくて、洪水ですとか高潮等も含めまして、それぞれの地域で判断をしていただいていると、そのようなところでございます。

#### 笠井委員

高校生ぐらいになれば、自分で判断もできますし、いろんな対処もできると思うんですけれども、小さな子供というのは、多分、児童、生徒といわれる子供たちは、警報が出れば送り迎えっていうことになると思うんです。

中学生になってくると、自転車で帰るわけなんですけれども、警報が出て、一番危ない時期に帰らすのは本当に危険であるし、学校というのは大体避難所に指定されていまして、通り過ぎるまで置けばいいのに、私も孫がおるんですけれども、一番時化の強い時に向かえにきてくれと言って、行くことはあるんですけども、そんなんてどうなんですか。一番危ない時期にね、帰れとか、一番危ない時期に迎えにこいとかわれると、かえって、置いといてくれたらいいのになって思うことがあるんですけれども、今聞いたら、市町村のことは市町村の教育長が決めるというようなことをおっしゃってますんで、答弁しにくいかと思えますけれども、市町村のレベルじゃなくて、あなた一個人の考えとしてですね、どう思いますか、こういうのを。多分、県としての意見は言えないと思いますんで、個人的な意見でも結構なんで。

#### 高原体育学校安全課長

個人的な意見も含めてというような御意見を頂きましたけれども、県内各小中高等学校、幼稚園も含めまして、現在、学校防災管理マニュアルというのを使用しまして、各学校の防災計画を県教委のほうに提出いただいております。各学校の方針が決められておまして、その中で判断する基準がそれぞれ決められておりますので、各学校については、それ

に基づいて判断がされていると考えております。

早め早めに判断をしていくというようなことで、校長会、教頭会も含めまして、より指導してまいりたいと考えております。

#### 笠井委員

それ以上の答弁は無理だろうと思いますので、これでやめますけれども、本当に子供たち、冷静な判断ができない小さな子は、そういう事故に遭わないように、今おっしゃいましたように、町村によって、この地区はすぐ水が出るとか、あるいはそういうようなことは心配ないとか、いろんなことがあると思いますので、そういうことも含めて、やっぱり県教委として、市町村教育委員会にきちっとしたマニュアルを作って対処していただきたいなど。子供たちがそういう災害に遭わないようにしていただけたらなと要望して終わります。

#### 岸本委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表のとおり、継続分1件となっております。

これより請願第60号の3「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」を審査いたします。本件について、理事者に説明を求めます。

#### 佐野教育長

①の一、各市町村の小・中学校の校舎耐震化に対し、県として十分な財政措置をすることにつきましては、公立小中学校施設の耐震化は、設置者である市町村が、国からの補助を受けて計画的に取り組んでおり、県下公立小中学校施設の耐震化率は、平成20年度末の約55パーセントから大きく進捗し、平成25年度末では、約96パーセントとなりました。国では、これまでも、耐震化に係る補助制度の拡充や、地方財政措置の拡大、大規模な補正予算等によって、市町村の要望に対応しているところです。

県といたしましては、国に対して、更なる補助制度の拡充や予算の確保について重点的に要望を行ってきたところ、平成26年度につきましては、全体として予算枠が厳しい中にもかかわらず、耐震化に係る要望については、全て採択されたところです。

また、県も市町村と同様に、県立学校の設置者として、平成27年度末の県立学校耐震化率100パーセントを目指して取り組んでいる中で、国の補助率の嵩上げ対象とならない小中学校施設に対する県独自の補助制度を平成20年度に創設し、平成27年度まで実施するなど、現時点において可能な限りの支援を行っているところです。

①の二、津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保に努めることにつきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフを震源とする巨大地震に備え児童生徒が、自らの命を守り抜くためには、主体的に判断し、行動する態度を育成する防災教育の推進や、津波に対して安全な避難場所の確保は、大変重要であると考えております。

県教育委員会では、学校防災管理マニュアルにおいて、災害発生時に児童生徒の命を守るための指針を示しております。各学校においては、学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づいて学校防災計画を策定し、津波・地震災害に対する避難場所の見直し、検討を行い、児童生徒の安全な避難場所の確保に努めております。

岸本委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、本件について、継続審査と採択との御意見がありましたので、まず、継続審査についてお諮りいたします。本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。以上で、請願の審査を終わります。

**【請願の審査結果】**

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第60号の3

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(14時12分)